

鶴見大学紀要

第 60 号 第 4 部
人文・社会・自然科学編

目次

ガラス薄膜形成技術の文化財分野への応用 —石造物表面の生物劣化の抑制— 星野玲子・岩宮陽子・千葉敏江・石川美佐緒・里村一人	1
明曹昭『格古要論』卷之下 古窯器論 大食窯について 矢島 律子	15
続・鶴見大学図書館所蔵 近世長崎貿易関係史料について 石田 千尋	27

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY
VOLUME 60

PART 4

STUDIES IN HUMANITIES, SOCIAL AND
NATURAL SCIENCES

FEBRUARY 2023

CONTENTS

**Reiko HOSHINO, Yoko IWAMIYA, Toshie CHIBA,
Misao ISHIKAWA, Kazuhito SATOMURA :**

Application of glass thin film formation technology to the field of cultural properties
— Inhibition of biodeterioration of stone cultural property surfaces —

Ritsuko YAJIMA :

Real Picture of Tāzī Ware Described in *Ko Ku Yao Lun* ;
Literati's Understanding of Islamic World and Europe in the Early Ming Dynasty

Chihiro ISHIDA :

A Sequel to “Historical materials related to the trade in Nagasaki during
the Edo period from the Tsurumi University Library”

鶴見大学紀要

第 60 号

第 4 部 人文・社会・自然科学編

鶴 見 大 学

鶴見大学紀要投稿規程

(趣旨)

第 1 条 鶴見大学（以下「大学」という。）および鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究または教育に従事する者の成果を紀要に公表することについて定めるものである。

(投稿資格)

第 2 条 紀要に投稿できる者は、原則として、大学および短期大学部において研究または教育に従事する者およびこれと共同で研究に従事する者とする。

(投稿原稿)

第 3 条 原稿は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の原稿は本紀要に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

(紀要の部編)

第 4 条 紀要の部編は 4 種類とし、その邦文および欧文の標題は次のとおりとする。

一 鶴見大学紀要 第 1 部（日本語・日本文学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 1 (STUDIES IN JAPANESE LANGUAGE AND LITERATURE)

二 鶴見大学紀要 第 2 部（外国語・外国文学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 2 (STUDIES IN FOREIGN LANGUAGES AND LITERATURE)

三 鶴見大学紀要 第 3 部（保育・歯科衛生編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 3 (STUDIES IN INFANT EDUCATION AND DENTAL HYGIENE)

四 鶴見大学紀要 第 4 部（人文・社会・自然科学編）

THE BULLETIN OF TSURUMI UNIVERSITY PART 4 (STUDIES IN HUMANITIES, SOCIAL AND NATURAL SCIENCES)

(発行の回数)

第 5 条 紀要は、年度内に 1 回発行することを原則とし、その時期は年度末 3 月とする。

(提出原稿)

第 6 条 原稿の作成は、紀要刊行内規で定められた投稿要綱に従うものとする。

(原稿の提出先)

第 7 条 原稿は、投稿する部編の紀要委員に提出するものとする。

(原稿の提出締切日)

第 8 条 原稿の提出締切日は、部編により別に定める。

(編集)

第 9 条 編集は、紀要委員会が行うものとする。

(別刷)

第 10 条 50部を超える別刷の費用は、著者が負担するものとする。

(著作権)

第 11 条 紀要の公開にともなう、複製権および公衆送信権に関わる著作権の行使は、原則として大学および短期大学部に帰属する。ただし、著者が自分の論文等を利用することは差し支えない。

二 論文等の全部あるいは大部分を他の著作物等に利用する場合には、その旨を大学および短期大学部に申し出ると共に、出典を明記する。また、一部分を利用する場合にも、文献あるいは図説の下に出典を明記する。

三 掲載された論文等の執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされた場合には、著者がその責任を負う。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

執筆 者

星野 玲子 (文学部文化財学科教授・文化財科学)
岩宮 陽子 (株式会社超越化研代表取締役社長・化学技術研究開発)
千葉 敏江 (歯学部教務課電顕室・電子顕微鏡)
石川 美佐緒 (歯学部解剖学講座講師・口腔組織学)
里村 一人 (歯学部口腔内科学講座教授・口腔外科学・口腔内科学)
矢島 律子 (文学部教授・美術史 (工芸史) 学・美術工芸史学)
石田 千尋 (本学名誉教授・歴史学)

鶴見大学紀要 第六十号

第四部 人文・社会・自然科学編

令和五年 二月二一日 印刷

令和五年 二月二八日 発行

編集人 木村利夫
矢島律子

河西由美子

発行人 中根正賢

144
0052 大田区蒲田四―四二―一

印刷所 株式会社東プ

電話・03 (3732) 四二五五

発行所 鶴見大学

230
8501 横浜市鶴見区鶴見二―二三

電話・045 (581) 一〇〇一